

目 次

第1回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） 1

第1回大宜味村議会臨時会会議録（1月14日） 3

第1回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和62年1月14日

会期1日間

閉会 昭和62年1月14日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
1月14日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号～議案第6号 提案説明、質疑、討論、採決 追加日程 意見案第1号質疑、討論、採決 閉 会

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和62年1月14日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和62年1月14日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年1月14日 午後3時16分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 経済建設課長 平 良 晋 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第1号 エーガイ林道開設工事請負契約の変更について

日程第4号 議案第2号 大宜味村簡易水道拡張工事（第1工区）請負契約の変更について

日程第5号 議案第3号 大宜味村簡易水道拡張工事（第2工区）請負契約の変更について

日程第6号 議案第4号 大宜味村簡易水道拡張工事（第3工区）請負契約の変更について

日程第7号 議案第5号 津波地区看視舎及びふん尿槽施設整備工事請負契約について

日程第8号 議案第6号 土地改良事業の施行について

日程第9号 意見案第1号 沖縄北部訓練場内におけるハリアーパッド建設の即時中止と北部及び安波訓練場の早期返還を求める意見書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和62年第1回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、5番知念亀次郎君、6番宮里盛順君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時35分）

1番退場。（午前10時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から日程第8 議案第6号までを一括議題といたします。

村長から提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第1号、工事の設計変更によりまして増額分の契約変更をしたいということです。既契約金額の29,500,000円に1,330,000円を追加して合計変更契約金額30,830,000円にしたいということです。

○ 議長（玉城一昌君） 1番入場。（午前10時37分）

○ 村長（新城繁正君） 議案第2号、これも前議案と同様の理由でございまして、既契約金額121,000,000円に追加金額7,065,000円追加いたしまして、合計変更契約金額を128,065,000円にいたしたいということでございます。

議案第3号、これも同様でございまして既契約金額83,000,000円に2,821,000円を追加い

たしまして、合計変更契約金額を85,821,000円にしたいということです。

議案第4号、これも同様の理由でございまして、既金契約額118,500,000円に985,000円を追加し、合計変更契約金額を119,485,000円にしたいということです。

議案第5号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を要しますので提案いたしております。契約金額は40,700,000円で、契約の相手方は字饒波2218番地、松田組、松田安雄でございます。

議案第6号、土地改良法第96条の2第2項の規定により、半崎地区ほ場整備工事を宇白浜地内で施行したいと思ひまして提案いたしております。なお内容につきましては説明員から詳しく説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時42分）

再 開（午前11時31分）

1 番退場。（午前11時31分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

1 番入場。（午前11時32分）

これより議案第2号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第3号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番(松島重克君) この事業は草地開発事業の一環であるということですが、工事完了後経営に当るのはヤンバルファームと聞いていたわけですが、ところがその後出された資料を見ますとその他の団体であるのか不明なところがあるわけです。その点明確にしておきたいと思いますのでお伺いいたします。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 草地開発事業につきましては村が事業主体でやるということになっておりまして、完了後におきましては農業生産法人ヤンバルファームが経営はやっていくというふうになっております。

○ 3番(松島重克君) 以前に出されたヤンバルファームの役員等と後に出された資料からすると全て入れ替っているように思うわけですが、その辺はどうなっておりますか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 以前の法人につきましては県の審査の段階で適格者でない方々も含まれていたということで、農業法人の基準に達する方々を入れていくということで、県との調整の中でメンバーが変わって来たわけです。

○ 3番(松島重克君) 我々はヤンバルファームはひとつの企業だと見ていたわけです。そうしますと定款があったわけです。

ところが後日もらった資料からすると殆んどメンバーが入れ替っている。その辺に理解しがたい面があるわけです。ヤンバルファームの定款と後日出された役員で構成されている団体と定款はどうなっておりますか。或いは我々が理解しているヤンバルファームは企業である。これに対して工事完了後ヤンバルファームが経営に当るということになりまして名目はどうあれ実質的には企業に対する補助という考え方が出てくるわけですが、この辺を明確にご説明願いたいと思います。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 確かに農業生産法人ヤンバルファームが経営を行なっていく。そういうことで県の審査も得て補助事業の基準にも合うということで進めてきたわけですし、確かに企業という話があるわけですが、やはり資金の援助という形でやっていくということでございます。

○ 3番(松島重克君) 農業法人ということですがヤンバルファームははっきり申し上げますと企業であり営利事業であるとこれが将来経営するということになればやはり補助が流れる上には支障があるんだと、だから役員メンバーが入れ替っているんだというようにしか受け取れないわけです。だから当初のそういう説明とか方針というものと現在の実態とは大分違っていると思います。勿論、村からの持ち出しもないということでしたが多少は持ち出しもあるし、工事についての事業主体は村ということからしましてもその辺は明確にしておかなければいかんのではないかと思いますよ。どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに指摘のとおりでございます、私が前に言ったことと変わった答弁等もありまして、勉強不足であったと反省しております。そういうことで指摘がありましたとおり草地開発事業につきましては草地だけではなくて建物も含んだ基盤整備であるということです。そういうことで事業実施におきましては補助の要綱に合うような形でこれからやっていきたいと思っています。

○ 3番（松島重克君） 結局、当初の考えと実状とはかなり違っているということは、村の当村の方針が補助を受けるためにかなりの手直しがなされたということははっきりしておるわけです。その辺が誤解を生ずるものになるのではないかと思います。特に昨今こういう補助金の問題でいろんいうわさも出ているし、従来ど折したものもあるし、この辺はやはり村としても明確にやっておかなければいかんと思いますよ。

それから工事主体は村であるということですが、考えられることはかなり大きな工事でありますので地元で将来何等かの被害が出ては困ると思います。

特に工事の事業主体が村ということ念頭に置けばなおさらである。この議案にはし尿処理等が含まれておりますので懸念するわけです。その辺は自信を持って将来被害が生じないという自信がおりかどうかお伺いしておきたいと思います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに畜産関係の事業を行うには公害関係が問題になってくるわけですし、そういう問題につきましても専門家の協議会もありまして十分審議もして来ているわけですが、そういうものは保健所等の規制もありますのでそういうものに合うように万全な体制でやっていきたいと思っています。

○ 3番（松島重克君） 我々素人でも大雨が降ったらあふれはしないかと思うわけです。その中でも屋根があるのかどうかという話も出ていたわけですが、それに関して課長は明確なお答えができなかったでしょう。そういう簡単なことに対してもそういうことであれば、将来被害が出ないかという疑問が出るのは当然だと思います。工事が村でやったということであればやはり出た時点では村が責任を負わなければいかんというのは当然の理であるわけです。だから、出ないという責任を持った工事をしなければいかんと思うわけですがどうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そういうものは事業の範囲の中で十分できる問題ですので、検討してこれは取り入れていきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までについては委員会の付託を省略することに決しました。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前11時46分)

再 開 (午前11時47分)

1 番退場。(午前11時47分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号エーガイ林道開設工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

1 番入場。(午前11時48分)

これより議案第2号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号大宜味村簡易水道拡張工事(第1工区)請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第3号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号大宜味村簡易水道拡張工事（第2工区）請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号大宜味村簡易水道拡張工事（第3工区）請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号津波地区看視舎及びふん尿槽施設整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第6号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号土地改良事業の施行について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

日程追加についておはかりいたします。

ただいま全員発議により意見案第1号沖縄北部訓練場内におけるハリアerpッド建設の即時中止と北部及び安波訓練場の早期返還を求める意見書が提出されていますので、この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第9 意見案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案に関する調査のため現地調査をいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、現地調査をすることに決しました。

○ 議長(玉城一昌君) 現地調査のため休憩いたします。

休 憩 (午前11時54分)

再 開 (午後3時15分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので、説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより意見案第1号沖縄北部訓練場内におけるハリアーパッド建設の即時中止と北部及び安波訓練場の早期返還を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本議会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、これをもって昭和62年第1回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後3時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (5 番) 知 念 亀次郎

署名議員 (6 番) 宮 里 盛 順